

営業補償調査算定要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、高知県の公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和38年高知県訓令第91号。以下「基準」という。）第43条から第45条及び高知県の公共用地の取得に伴う損失補償基準の細則（平成12年3月6日付け第979号土木部長通知。以下「細則」という。）第26から第28に規定する営業補償に係る調査算定に適用するものとする。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第2条 営業に関する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 基本的調査事項

(一) 法人が営業主体である場合の調査は、次に掲げるほか必要と認める事項について行うものとする。

イ 営業主体に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 資本金の額
- (3) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (4) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係
- (7) 移転等の対象となる事業所等の許認可等の取得状況

ロ 業務内容に関するもの

- (1) 営業種目
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 移転等の対象となる事業所等の原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- (4) 移転等の対象となる事業所等の品目等別の売上構成
- (5) 事業概況説明書写

ハ 収益及び経費に関するもの

- (1) 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。原則として、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の受信通知によるものとする。

- (2) 直近3か年の事業年度の損益計算書及び貸借対照表写
- (3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
- (4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
 - i) 正規の簿記の場合
売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳
 - ii) 簡易簿記の場合
現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳
- (5) 直近3か月の貸金台帳等貸金を確認できる資料

ニ その他

営業の状況が把握できる写真を必要に応じて撮影するものとする。

- (二) 個人が営業主である場合の営業に関する調査は、(一)に準じて行うものとする。

二 業種別調査事項

業種別の調査は、次を参考に必要と認められる事項について行うものとする。

(一) 小売、サービス業等

イ 雑貨店、菓子店等店頭で販売する小売業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高及び仕入先

ロ 飲食店、ドライブイン、バー、キャバレー等一般的飲食業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ(部屋数)、椅子の数、料金、仕入先及び営業時間

ハ 待合、料亭等高級接客業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ(部屋数)、得意先、客の質、1日平均の部屋の使用頻度及び従業員の雇用形態

ニ 旅館、ホテル業

1日の平均客数、営業場所の広さ(部屋数)、料金、賄量、観光バス・観光会社との関係、営業の閑期・繁期及び従業員の雇用形態

ホ 簡易旅館、下宿業等

営業場所の広さ(部屋数)、料金、賄量及び現在の宿泊(下宿)人数

ヘ 病院、医院等

1日の平均外来患者数、入院患者数、営業場所の広さ(部屋数)、ベッド数及び社会保険による診療と普通診療の患者の率

ト 美容院、理容業

1日の平均客数、得意先、椅子の数、料金、従業員の数、固定客の率、美容・理容具及び化粧品等の販売を行っている場合はその内容

チ パチンコ店、麻雀屋等遊戯場

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、椅子の数、遊戯器具の台数、パチンコ店については景品による利益及び飲み物等自動販売機

リ 浴場業、映画館

1日の平均客数、営業場所の広さ、料金、客の大人、中人、小人の数の比率及び飲み物等自動販売機

ヌ 石油製品小売業（ガソリンスタンド）

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、料金、チケット利用者数、部品、カーアクセサリ等の販売、洗車、法定点検及び整備施設

ル 自動車整備業

1日の平均客数、営業場所の広さ、得意先、料金、特約店との契約内容及び従業員の数

ヲ 倉庫業

営業場所の広さ、得意先、料金、扱い荷の入出庫伝票及び扱い荷の平均回転率

ワ 弁護士、税理士等

得意先、料金、フリー客の1か月平均の数とその報酬及び事務所と住居の関係

(二) 卸売業等

取引先（得意先）、扱い品の1か月平均入出庫量、仕入価格、仕入調査、在庫量、販売先及び従業員の数

(三) 製造業等

機械設備等の数量・種類・配置・規模、生産品の種類・数量・原価、1日の平均生産量、原材料の仕入先・仕入量、原材料、加工・製品・荷造・搬出等の生産工程、部門別従業員内訳、従業員及び機械配置及び行動軌跡

なお、必要に応じて次の事項についても調査するものとする。

イ 公害対策施設に関する調査

当該工場の公害発生源の有無及び現存する公害対策に係る施設及び環境基本法（平成5年法律第91号）等公害関係法規との関係で、移転することによる公害対策施設費の増分

ロ J I Sマーク表示許可、失効に伴う損失等に関する調査

当該工場で製造される商品に、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格表示制度によるJ I Sマーク表示許可の有無、工場の移転に伴うJ I Sマーク喪失の期間（移転後申請に必要な稼働期間又は申請から許可までに要する期間）及びJ I Sマークを喪失することによる商品の値下がり等についての調査

なお、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく日

本農林規格によるＪＡＳマークの喪失についても同様とする。

ハ 立上り損失に関する調査

製造工場が移転し、新たな操業を開始した場合のロス製品の発生比率及び通常のロス率に回復するまでの期間

三 補償種別調査事項

補償種別の調査は、次に掲げるほか第３章算定に必要と認められる事項について行うものとする。

(一) 営業廃止の補償

イ 営業権等の調査

(1) 近傍同種の営業の権利等の取引事例がある場合は、その取引に関する資料

(2) 当該営業権が他から有償で譲受けた場合又は合併により取得した場合は、その取得に関する資料

ロ 資産、商品、仕掛品等の売却損の調査

営業用固定資産（建物、機械、器具、備品等）及び流動資産（商品、仕掛品、原材料等）の売却損に関する資料

ハ その他資本に関する調査

社債の繰上償還により生ずる損失、契約の解約に伴う違約金及び清算法人に要する諸経費に関する資料

ニ 解雇予告手当相当額及び転業に通常要する期間中の休業手当相当額の調査

休業、解雇又は退職に関する労働協約及び就業規則の他、従事状況及び雇用形態に関する資料により次に該当する者の有無について調査するものとする。

(1) 同一経営者に属する営業所等が他にあり、当該営業所等に従事することができる者

(2) 一時限りで臨時に雇用されている者

(3) 家族従業員であって、その賃金を自家労働評価額として必要経費から除外した者

ホ その他労働に関して通常生ずる損失の調査

雇用保険料、社会保険料及び健康保険料等の法定福利に関する資料

ヘ 解雇する従業員に対する離職者補償の調査

勤続期間及び年齢

(二) 営業休止の補償

イ 土地等を取得する場合の営業休止の補償

(1) 固定的な経費の調査

i) 公租公課

ii) 電気、ガス、水道、電話等の基本料金

iii) 営業用資産（建物、機械等）の減価償却費及び維持管理費

- iv) 借入地地代、借家家賃、機械器具使用料及び借入資本利子
 - v) 従業員のための法定福利費
 - vi) 従業員のための福利厚生費
 - vii) その他の固定経費
- (2) 休業期間中の従業員に対する休業手当相当額の調査
- 休業、解雇又は退職に関する労働協約及び就業規則の他、従事状況及び雇用形態に関する資料により次に該当する者の有無について調査するものとする。
- i) 同一経営者に属する営業所等が他にあり、当該営業所等に従事することができる者
 - ii) 営業所等の休止に関係なく外交、注文取り等に従事することができる者
 - iii) 一時限りで臨時に雇用されている者
 - iv) 家族従業員であって、その賃金を自家労働評価額として必要経費から除外した者
- (3) 商品、仕掛品等の減損の調査
- 商品、仕掛品等の減損の有無及びその内容
- (4) 移転広告費等の調査
- i) 商圏の世帯数及び過去の売出し等に際し配布したチラシ等の配布枚数及び配布回数
 - ii) 取引先名簿、得意先名簿等により移転通知先数
 - iii) 開店祝いの実態（招待状の印刷及び封書代、酒肴代、記念品及び招待客数等）、閉店・開店広告等についての地域の慣行
 - iv) 事業所等が移転することによってスクラップ化する事務用品等の数量
 - v) その他の費用
- ロ 仮営業所を設置して営業を継続する場合
- (1) 仮営業所の設置費用については、仕様書別記 1 2－2 仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（以下「仮住居要領」という。）に準じて調査するものとする。
- (2) 仮営業所を設置する場合における商品、仕掛品等の減損、移転広告費等の調査は、（二）イ土地等を取得する場合の営業休止の補償に準じて調査するものとする。
- ハ 土地等を使用する場合の営業休止の補償
- (1) 仮営業所を設置して営業を継続する場合の調査は、（二）ロ仮営業所を設置して営業を継続する場合に準じて調査するものとする。
- (2) 立地規制等により営業の一部を継続することができないと認められる場合の調査は、（三）営業規模縮小の補償に準じて調査するものとする。

(3) 細則第27の2第3項の調査は、(二)イ土地等を取得する場合の営業休止の補償に準じて調査するものとする。

(三) 営業規模縮小の補償

イ 固定資産の売却損の調査

固定資産の売却損の調査は、(一)ロ資産、商品、仕掛品等の売却損の調査に準じて調査するものとする。

ロ 解雇予告手当相当額の調査

解雇予告手当相当額の調査は、(一)ニ解雇予告手当相当額及び転業に通常要する期間中の休業手当相当額の調査に準じて調査するものとする。

ハ その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失の調査

資本の過剰遊休化による損失の調査は、(二)イ(1)固定的な経費の調査に準じて調査するものとし、労働の過剰遊休化による損失の調査は、(二)イ(2)休業期間中の従業員に対する休業手当相当額の調査に準じて調査するものとする。

ニ 解雇する従業員に対する離職者補償の調査

解雇する従業員に対する離職者補償の調査は、(一)へ解雇する従業員に対する離職者補償の調査に準じて調査するものとする。

ホ 損益分岐点比率の調査

当該企業の損益分岐点比率の調査は、次の式により求めるものとする。

$$\text{損益分岐点比率} = \frac{\text{損益分岐点売上高}}{\text{売上高}} \times 100$$

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{1 - \frac{\text{変動費}}{\text{売上高}}}$$

固定費：直接労務費、間接労務費、福利厚生費、賄費、減価償却費、賃借料、保険料、修繕費、光熱水道料、旅費、交通費、その他製造経費、通信費、支払運賃、荷造費、消耗品費、広告宣伝費、交際接待費、役員給料手当、事務員・販売員給料手当、支払利息・割引料、公租公課、その他販売管理費等

変動費：直接材料費、買入れ部品費、外注工賃、間接材料費、その他直接経費、重油等燃料費等

へ 規模の縮小率の調査

規模の縮小率の調査は、従業員比、売上高比、面積比、生産高比及び給与（人件費）等による縮小率を調査するものとする。また、本店、支店等がある場合において、本店又は支店が営業の規模を縮小することによって相互に大きな影響を与えると認められる場合は、それらの関連性を調査するものとする。

（調査表）

第3条 営業に関する調査表は、前条の調査結果に基づき、営業調査総括表（様式集様式第62号）、損益計算書比較表（様式集様式第63号）、仕入先調査表（様式集様式第64号）、従業員調査表（様式集様式第65号）及びその他必要な調査表を作成するものとする。

（図面）

第4条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 写真撮影方向図 第2条第1号（一）ニその他に規定する写真撮影を行った場合は写真撮影方向図を作成するものとする。
- 二 その他図面 その他の図面は、必要に応じて作成するものとする。

第3章 算定

（補償額の構成）

第5条 営業補償の構成は、次のとおりとする。

営業廃止の補償の構成

営業廃止の補償

- 営業権等の補償
- 資産、商品、仕掛品等の売却損の補償
- その他資本に関して通常生ずる損失額の補償
- 解雇予告手当相当額の補償
- 転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の補償
- その他労働に関して通常生ずる損失額の補償
- 転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の補償
- 解雇する従業員に対する離職者補償

営業休止の補償の構成

営業休止の補償（土地等を取得する場合）

- 固定的な経費の補償
 - 従業員に対する休業手当相当額の補償
 - 休業期間中の収益減又は所得減の補償
 - 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償
 - 商品、仕掛品等の減損の補償
 - 移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償
- ※第9条第3号は、上記構成に準じる。

営業休止の補償（仮営業所を設置して営業を継続する場合）

- 仮営業所の設置の費用の補償
 - 仮営業であるための収益減又は所得減等の補償
 - 仮営業所であることにより一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償
 - 仮営業所を設置する場合における商品、仕掛品等の減損、移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償
- ※第9条第1号は、上記構成に準じる。

営業規模縮小の補償の構成

営業規模縮小の補償

- 固定資産の売却損の補償
- 解雇予告手当相当額の補償
- その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償

— 経営効率が低下することにより通常生ずる損失額の補償

— 解雇する従業員に対する離職者補償

※第9条第2号は、上記構成に準じる。

(営業廃止の補償の算定)

第6条 営業廃止の補償の算定は、営業補償金算定書（営業廃止の補償）（様式集様式第66号）、固定資産等の売却損補償額算定書（様式集様式第77号）、従業員に対する休業手当相当額算定書（様式集様式第70号）、認定収益額算定書（様式集様式第71号）及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 営業権等の補償

基準第43条第1項第1号に規定する営業権等の正常な取引価格は、次によるものとする。

(一) 近傍又は同種の営業権等の取引事例がある場合

正常な取引価格は、近傍又は同種の営業権等の取引価格を基準とし、これらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地条件、収益性、その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定するものとする。

(二) 近傍又は同種の営業権等の取引事例がない場合

正常な取引価格は次式により算定した額を標準とする。

$$\frac{R}{r}$$

$$r$$

$$R = \text{年間超過収益額} - \text{過去3か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して得た額}$$

この場合において自己資本利子見積額は自己資本額に年利率を乗じて得た額とする。

$$r = \text{年利率} = 8\%$$

二 資産、商品、仕掛品等の売却損の補償

細則第26第3項に規定する資産、商品、仕掛品等の売却損の補償は、次によるものとする。

(一) 建物、機械、器具、備品等の営業用固定資産の売却損の補償

イ 現実に売却し得る資産（機械、器具、備品等）

売却損の補償額＝現在価格－売却価格

売却価格は、現在価格の50%を標準とするものとする。

なお、50%とすることが適当でないと認められる場合は、専門業者等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により定めることができる。

ロ 解体せざるを得ない状況にある資産（家屋、納屋、設備等）

売却損の補償額＝現在価格＋解体処分費（解体費、廃材運搬費、廃材処分費）
－処分価格（発生材価額）

ハ スクラップとしての価値しかない資産（償却済の機械、器具、備品等）

売却損の補償額＝現在価格－スクラップ価格（発生材価額）

（二） 商品、仕掛品、原材料等の営業用流動資産の売却損の補償

売却損の補償額＝費用価格（仕入費及び加工費等）－処分価格

処分価格は、費用価格の５０％を標準とするものとする。

なお、５０％とすることが適当でないと認められる場合は、専門業者等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により定めることができる。

三 その他資本に関して通常生ずる損失額の補償

基準第４３条第１項第２号に規定するその他資本に関して通常生ずる損失額の補償は、営業を廃止するために、社債の繰り上げ償還を行う必要がある場合に発生する損失、契約の解約に伴う違約金又は清算法人に要する諸経費等が認められる場合に個別に算定するものとする。

四 解雇予告手当相当額の補償

細則第２６第４項に規定する解雇予告手当相当額の補償は、従業員に対して３０日前に解雇予告ができない場合に補償するものとし、補償額の算定は次によるものとする。

解雇予告手当相当額の補償額＝平均賃金×補償期間（日）

平均賃金は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１２条により求めるものとし（第５号及び第７条第２号において同様）、補償期間は３０日以上とする。

五 転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の補償

基準第４３条第１項第３号に規定する転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の補償は、営業を廃止することに伴い転業することが相当であると認められる場合で、従前の営業と新たな営業の種類、規模及び当該地域における労働力の需給関係等により従業員の全部又は一部を継続して雇用する必要があるときは、次によるものとする。

休業手当相当額の補償額＝平均賃金×補償率（８０／１００を標準として６０／１００～１００／１００の範囲の率）×転業に通常必要とする期間

転業に通常必要とする期間は、事業主が従来の営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間であり、社会的、経済的状況、従前の営業の種類及び内容と新たな営業との関係及び年齢等により６か月ないし１年とする。

六 その他労働に関して通常生ずる損失額の補償

基準第４３条第１項第３号に規定するその他労働に関して通常生ずる損失額は、帰郷旅費相当額（労働基準法第６４条の規定による。）、転業に通常要する期間中に事業

主に課せられる法定福利費相当額（雇用保険料、社会保険料、健康保険料等）等を実態に応じて補償するものとする。

七 転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の補償

細則第26第6項に規定する転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の補償は、次によるものとする。

収益（又は所得）相当額の補償額＝年間の認定収益（又は所得）額×転業に通常必要とする期間

転業に通常必要とする期間は、営業地の地理的条件、営業の内容、従来の営業の業種と転業後の業種、事業主の年齢等により2年（被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においては3年）の範囲内で定めるものとする。

八 解雇する従業員に対する離職者補償

基準第43条第2項に規定する離職者補償は、基準第62条により算定するものとする。

（営業休止の補償（土地等を取得する場合）の算定）

第7条 土地等を取得する場合の営業休止の補償の算定は、営業補償金算定書（営業休止の補償）（様式集様式第67号）、固定的経費内訳書（様式集様式第69-1号）、固定的経費付属明細書（様式集様式第69-2号）、従業員に対する休業手当相当額算定書（様式集様式第70号）、認定収益額算定書（様式集様式第71号）、得意先喪失補償額算定書（様式集様式第72～75号）、費用分解一覧表（様式集様式第76号）、固定資産等の売却損補償額算定書（様式集様式第77号）、移転広告費等算定書（様式集様式第78号）及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 固定的な経費の補償

細則第27第1項（二）に規定する固定的な経費の補償は、次によるものとする。

固定的な経費の補償額＝年間固定的経費認定額×1/365×補償期間（日）

固定的経費の認定のための判断基準は、別表1 固定的経費認定基準によるものとする。

二 従業員に対する休業手当相当額の補償

細則第27第1項（三）に規定する従業員に対する休業手当相当額の補償は、次によるものとする。

休業手当相当額の補償額＝平均賃金×補償率（80/100を標準として60/100～100/100の範囲の率）×補償期間（日）

三 休業期間中の収益減又は所得減の補償

細則第27第1項（四）に規定する休業期間中の収益減又は所得減の補償額は、次によるものとする。

休業期間中の収益減又は所得減の補償額＝年間の認定収益（又は所得）額×1/3

65×補償期間（日）

四 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償

細則第27第1項（五）に規定する一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償は、次によるものとする。

一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額＝従前の1か月の売上高×売上減少率×限界利益率

従前の1か月の売上高＝年間の売上高÷12か月

年間の売上高は、売上高から売上値引等及び雑収入を加減した額とする。

限界利益率＝（固定費＋利益）÷売上高又は（売上高－変動費）÷売上高（小数点以下第四位切り捨て）

売上減少率は、別表2売上減少率表によるものとし、限界利益率算定に係る固定費等の認定は、別表3費用分解基準一覧表によるものとする。

五 商品、仕掛品等の減損の補償

基準第44条第1項第4号に規定する商品、仕掛品等の減損の補償について、商品、仕掛品等の移転に伴う減損は、割増運賃及び運送保険料相当額を専門業者等からの見積等により算定するものとする。

商品、仕掛品等の保管に伴う減損は、保管料の割増料金を専門業者等からの見積等により算定するものとする。ただし、保管することが不可能なもの及び保管することにより商品価値を失うものについては、費用価格（仕入費及び加工費等）の50%を標準として、売却損を算定するものとする。

六 移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償

基準第44条第1項第4号に規定する移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償は、当該地域の実情、営業所の業種、規模及び商圈の範囲等に応じ、次を参考に算定するものとする。

（一） 移転広告費等

イ 移転広告費

移転広告費＝（広告枚数×印刷・用紙代＋諸経費）×回数

ロ 移転通知費

移転通知費＝移転通知枚数×印刷・葉書代＋諸経費

（二） 開店費用等

イ 開店祝費

開店祝費＝招待客数 ×（招待状代＋印刷代＋封書代＋切手代＋酒肴代＋記念品代＋諸経費）

ロ 粗品費

粗品費＝顧客数×粗品代

ハ 捨て看板費

捨て看板費＝本数×看板費単価

(三) その他の費用

法令上の手続及びその他の諸経費、野立看板の書替えに要する費用、営業用自動車の車体文字の書替えに要する費用等

(営業休止の補償(仮営業所を設置して営業を継続する場合)の算定)

第8条 仮営業所を設置して営業を継続する場合の算定は、営業補償金算定書(営業休止の補償)(様式集様式第67号)、認定収益額算定書(様式集様式第71号)、得意先喪失補償額算定書(様式集様式第72～75号)、費用分解一覧表(様式集様式第76号)、固定資産等の売却損補償額算定書(様式集様式第77号)、移転広告費等算定書(様式集様式第78号)及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 仮営業所の設置の費用の補償

細則第27第2項(二)に規定する仮営業所の設置の費用の算定は、仮住居要領第4条に準じて算定するものとする。

二 仮営業であるための収益減又は所得減等の補償

基準第44条第2項に規定する仮営業であるための収益減又は所得減等の補償額は、従前の場所で営業をしていたとした場合に得られたであろう収益(又は所得)と仮営業所で得ることができる収益(又は所得)との差額とし、仮営業所を設置する位置、規模及び質的条件、人件費、減価償却費等の過剰遊休化による収益(又は所得)への圧迫、仕入市場と販売市場の変化に伴う運搬費の経費増等を考慮し算定するものとする。

三 仮営業所であることにより一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償

基準第44条第2項に規定する仮営業所であることにより一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償は、店舗等の位置を変更することにより、一時的に得意先を喪失することにより生ずる損失を補償するものとし、前条第4号に準じて算定するものとする。

四 仮営業所を設置する場合における商品、仕掛品等の減損、移転広告費等の補償

基準第44条第2項に規定する商品、仕掛品等の減損及び移転広告費等は、前条第5号及び第6号に準じて算定するものとする。

(営業休止の補償(土地等を使用する場合)の算定)

第9条 土地等を使用する場合の営業補償の算定は、次のとおり算定するものとする。

一 細則第27の2第1項に規定する仮営業所を設置して営業を継続する場合の補償の算定は、第8条に準じて算定するものとする。

二 細則第27の2第2項に規定する立地規制等により営業の一部を継続することができない場合の補償の算定は、第10条に準じて算定するものとする。

三 細則第27の2第3項は、第7条に準じて算定するものとする。

(営業規模縮小の補償の算定)

第10条 営業規模縮小の補償の算定は、営業補償金算定書(営業規模縮小の補償)(様式集様式第68号)、固定資産等の売却損補償額算定書(様式集様式第77号)、認定収益額算定書(様式集様式第71号)及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 固定資産の売却損の補償

基準第45条第1項第1号に規定する固定資産の売却損の補償は、第6条第2号に準じて算定するものとする。

二 解雇予告手当相当額の補償

基準第45条第1項第1号に規定する解雇予告手当相当額の補償は、第6条第4号に準じて算定するものとする。

三 その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償

基準第45条第1項第1号に規定するその他資本及び労働の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償は、次によるものとする。

(一) 資本の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償

資本の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償額＝(固定的経費×縮小率－売却する資産に対する固定的経費)×補償期間

(二) 労働の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償

労働の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償額＝(従業員手当相当額×縮小率－解雇する従業員の従業員手当相当額)×補償期間

資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償の補償期間は、専門家からの意見を聴取し、又はその他適切な方法により認定するものとする。

(一)、(二)及び第4号に用いる縮小率は、営業用施設の減少の割合が売上高と相関関係にあると判断される業種にあっては次式を参考にして認定するものとし、営業用施設等の縮小率と売上高との相関関係が低いと判断される業種にあっては、営業の内容、規模等の実態を考慮して認定するものとする。

$$\text{縮小率} = 1 - \frac{\text{縮小後の面積等}}{\text{縮小前の面積等}} \quad (\text{小数点以下第四位切り捨て})$$

四 経営効率が低下することにより通常生ずる損失額の補償

細則第28第2項に規定する経営効率が低下することにより通常生ずる損失額の補償は、次によるものとする。

経営効率が低下することにより通常生ずる損失の補償額＝認定収益(又は所得額)×縮小率×補償期間

補償期間は、従前の営業内容、縮小部分がその営業に占める割合、一商品当たりの販売費と単位生産費当たりの生産費の増加及び利益の減少等を勘案し、2年以内で適

正に定めた期間とする。

五 解雇する従業員に対する離職者補償

基準第45条第2項に規定する離職者補償は、第6条第8号に準じて算定するものとする。

(移転工程表)

第11条 営業休止に関する工程表については、建物、工作物、動産の移転期間及び準備期間等を考慮し作成するものとし、非木造建物については、仕様書別記6-2非木造建物調査積算要領に基づき作成した工事工程表、機械設備については、仕様書別記7-1機械設備調査算定要領により基づき作成した移転工程表により作成するものとする。

(営業休止期間)

第12条 営業休止期間は、前条に規定する移転工程表により求めるものとする。

固定的経費認定基準

○ 固定的経費として補償できるもの △ 実情に応じて固定的経費として補償できるもの × 固定的経費として補償できないもの				
番号	項目	細目	認定可否	判断基準
①	公租公課			
	1) 国税	所得税・法人税	×	所得税・法人税は、収益に応じて課税される税であるため、固定的経費としない。
		登録免許税	×	登録免許税は、登記、登録、特許、免許等をするときに課税されるもので、そのときの必要に応じて支出される費用であるため、固定的経費としない。
		印紙税	×	印紙税は、契約書等の一定の文書の作成に伴って課税されるもので、登録免許税と同じく固定的経費としない。
		自動車重量税	○	自動車重量税は、自動車と軽自動車に対して課され、自動車を新規登録または新規届出した時や、継続検査や構造等変更検査を受け、車検証または届出済証の交付を受ける際に課税される。なお、課税期間については自動車の種別・用途により1年から3年と異なっているため、損金経理されるのは交付を受ける事業年度に支出された額となる。 したがって、収益減補償の算定の過程で控除されること及び車両を保有している以上必要な経費であることから、損金経理されている自動車重量税を固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
	2) 地方税	都道府県民税・市町村民税	△	都道府県民税・市町村民税の税務上の取扱いとしては、法人税法では損金経理を認めているが所得税法では認めていない。法人については、法人税額を課税標準として一定率を課税する法人税割と資本金等の額により課税される均等割があるが、法人税割は収益関連税であるため、固定的経費としないが、均等割については損金経理がされている場合、毎年継続して一定額が課税されるものであるため、固定的経費とする。(損益計算書内で「一般管理費及び販売費」に算入されている場合、法人税割については収益として加算する。)
		事業税	×	事業税は、税務上、必要経費として損金経理することが認められているが、収益に応じて課税される税であるため、固定的経費としない。(損益計算書内で「一般管理費及び販売費」に算入されている場合には収益として加算する。)
		不動産取得税	×	不動産取得税は、不動産を取得した者に対して課税されるものであり、そのときの必要に応じて支出される費用であるため、固定的経費としない。
		自動車税	○	自動車税は、自動車の所有者に対して課税されるもので、営業の休止に関係なく自動車の所有者に対し固定して発生する費用であるため、固定的経費とする。
		軽自動車税	○	軽自動車税は、自動車税と同じく軽自動車の所有者に対して課税されるものであるため、固定的経費とする。
		固定資産税	○	固定資産税は、土地、建物等の償却資産の所有者に対して、賦課期日（1月1日）をもって課税されるもので、毎年継続して発生する費用であるため、固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		都市計画税	○	都市計画税は、都市計画区域内の土地及び建物の所有者に対して課税するもので、固定資産税と同じく毎年継続して発生する費用であるため、固定的経費とする。
②	基本料金	電気・ガス・水道	△	電気・ガス・水道の基本料金は、休業期間中も継続して支出が予測されるものであるため、固定的経費とする。 ただし、休業期間が長期にわたり、不要と判断される場合には、固定的経費としない。
		電話等	△	固定電話の基本料は、休業期間中も解約しないことが一般的であるので、基本料を固定的経費とするが、休業期間が長期にわたる場合で電話局に一時預けることが適当と認められるときは、必要となる局預け工事費（別途補償を行うこと）及び基本料のうち、回線使用料（基本料）を固定的経費とする。また、携帯電話及びインターネット等の基本料についても、休業期間中に解約することは一般的ではないことから固定的経費とする。 ただし、休業期間が長期にわたり、不要と判断される場合及び携帯電話の附加機能である定額通信料等のオプション料金のうち不要と判断される（解約、再契約をすることで料金体系上不利となる場合を除く）場合は、固定的経費としない。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
③	減価償却費及び維持管理費	有形固定資産	△	建物、構築物及び機械装置等を「有形固定資産」という。これらの資産は、土地を除き時の経過又は使用することにより、摩耗、劣化及び損傷し、やがて耐用年数満了により利用不能となり廃棄される。その際、資産の取得から廃棄までの期間が1会計期間（1ヶ年）以内であれば、その期の費用となるが、その期間が数年にわたる場合は、その資産の耐用年数を見積もり、その総償却額を各年度に割当てることが行われることになる（これを「減価償却」といい、一般に定額法又は定率法を用いて行われる。）。減価償却は、本来、期間損益計算を正しく行うための会計処理の手続で、資産が存する限り営業を休止するしないにかかわらず企業が負担すべき費用である。 したがって、全ての減価償却費は期間損益計算のための会計処理の手段であることから、減価償却費については全額を固定的経費とする。 ただし、休業期間中に、対象物が存続しない期間が生じるときは、固定的経費としない。
		無形固定資産	○	営業権、借地権、特許権、意匠権、商標権及びソフトウェア等を「無形固定資産」といい、借地権を除き、残存価額をゼロにして直接償却により定額法を用いて償却することとなっている。無形固定資産も有形固定資産と同じように期間損益計算を正しく行うためのものであり、営業を休止するしないにかかわらず企業が負担すべき費用であるから、固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		繰延資産	△	繰延資産とは、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費の 5 つがあり、科目により期間は若干異なるが、企業会計上は定額法により償却しなければならない。そのため、固定資産と同じように減価償却をすることとなっている繰延資産は、損益計算上では、通常、営業外損益の部で取扱われ、収益額の認定の過程では、本来の営業活動に関係がないことから考慮外となる。 ただし、本来の営業活動に関係し売上高に直接的な影響をもつ経常費用として損金経理した開発費等については、固定的経費とする。
		修繕費	×	修繕費は、通常の維持管理及び修理にかかる費用で軽微な費用の支出をいい、その効果が 1 会計期間（1 ヶ年）以内に消滅するものである。また、費用の支出が一定額を超え資産の価値を増し耐用年数を延長するものについては、資本的支出となり減価償却の対象となるため、耐用年数に応じて償却しなければならない。 したがって、修繕費については、休業期間中は営業をしていないため、建物及び機械等の修理をする必要はなく、固定的経費としない。
		保守料	○	施設警備料、ウイルスソフトライセンス更新料等で企業が所有する機器等の保守点検等のため休業期間中も継続的に支出される費用については、固定的経費とする。
④	土地・建物等の賃借料			
		土地・建物等の賃借料	△	借地、借家等の賃借料については、直接の移転対象となる建物等も含め、休業期間中も継続して賃借し、賃借料を支払うことが一般的である場合は、固定的経費とする。 ただし、営業を行う上で不要と判断されるものや一時的、臨時的なものについては、固定的経費としない。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
⑤	機械器具賃貸借料		△	電算機、コピー機等の機械器具の賃借料は、年間契約により休業期間中も継続して賃借する必要があるものは、固定的経費とする。ただし、契約を解約できるものや一時的、臨時的なものについては、固定的経費としない。
⑥	借入金利子	借入金利子	△	借入金については、長期と短期のものがああり、返済期日が当該決算期日の翌日から 1 年以上のものを「長期借入金」といい、工場や土地などの固定資産を購入する際など会社の成長のための投資をする場合に発生することが多く、長期的な計画により返済が行われる借入金であり、休業期間中も継続して支出される経費である。一方、1 年未満のものを「短期借入金」といい、短期間の資金繰りに使用する場合などが多く、流動的な借入金であり、休業期間中に返済したり、借入内容を変更することが可能である。 以上のことから、返済期日が当該決算期日の翌日から 1 年以上のものについては固定的経費とし、1 年未満のものについては固定的経費としない。
		割引料	×	割引料は、銀行等に手形を割引いたときに支払う一定の利息であり、営業上の取引関係から必要に応じてその都度発生する費用であり、営業休止中は営業取引は行われないので、固定的経費としない。
⑦	法定福利費		○	法定福利費は、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、船員保険等で企業が法律により負担する費用であり、毎年固定して支出されるものであるため、固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
⑧	福利厚生費	親睦補助費	△	毎年定期的に行われる社員旅行に企業が一定額を必要経費として負担している場合等であれば、每期継続して支出される費用であるので、固定的経費とする。 しかし、会議費のように不定期に発生する費用については、固定的経費としない。
		賄費等	△	企業が所有する寄宿舍・寮に関連して支出される管理人の給料、食堂の賄費、電気・ガス等の基本料金等で企業がその一部を負担しているもので、休業期間中も継続して費用の支出が予測されるものについては、固定的経費とする。 しかし、別途管理料等の名目で寮費等を徴収している場合があるので、この場合は固定的経費としない。 また、企業が購入し社員に貸与する作業着や制服等にかかる費用で、毎年継続的に支出される費用については、固定的経費とする。なお、残業時の夜食代等は、不定期に発生する費用で継続性がないことから、固定的経費としない。
		保健医療費	△	毎年定期的に行われる健康診断に企業が一定額を必要経費として負担している場合は、定期的に支出される費用であるので固定的経費とする。 しかし、医薬品等の定期性、継続性のない費用については、固定的経費としない。
		祝金等	△	祝金等で、必要に応じて不定期に支出される臨時的な費用については、固定的経費としない。 ただし、毎年行われている創業記念、永年勤続記念等の費用については、固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		施設管理費	△	企業が管理する診療所、理容室、美容室、娯楽施設、浴場に関して企業がその施設の従業員の給料や電気、ガス等の維持管理費を負担している場合、休業期間中も施設を維持し、継続して費用を負担することが予測される場合は、固定的経費とする。
⑨	広告宣伝費	看板、新聞等	△	看板（屋上看板、野立看板、町内案内看板、電柱看板、浴場看板）、業界新聞、業界雑誌及び年間契約等により継続して広告している一般 PR 雑誌等で、休業期間も継続して支出が予測されるものについては、固定的経費とする。 しかし、捨て看板等の継続性のない臨時的に支出されるものについては、固定的経費としない。
		チラシ等	△	チラシ、PR 用品、景品等に要する費用については、そのときの必要に応じて支出される臨時的な費用であるため、固定的経費としない。 ただし、広告用カレンダー、広告用手帳等で、毎年継続して広告のために支出される費用については、固定的経費とする。
⑩	保険料	火災保険料	△	建物、設備及び商品等に掛ける保険料については、目的物が存在する限り休業期間中も負担する費用であるため、損金経理されている保険料を固定的経費とする。 ただし、休業期間中に、保険の対象物が存続しない期間が生じるときは、固定的経費としない。
		自動車保険	○	自動車損害賠償責任保険も任意の自動車保険も共に、保険の目的物である自動車が存在する限り休業期間中も負担する費用であるため、損金経理されている自動車保険料を固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		生命保険	○	法定福利費以外に企業が社員のために掛けている生命保険等で、継続して企業が費用を負担しているものであれば、固定的経費とする。
⑪	諸会費		△	同業組合、連合会、商店会、工業会、納税協会等の諸会費については、休業期間中も継続して支出が予測される費用であるため、固定的経費とする。また、町会費については、一見営業に関係ないように見えるが、継続して支出している場合は、固定的経費として取り扱う。 ただし、企業の本来の業務に関係のない加入者相互間のみの親睦をはかる費用、例えば、親睦会費、ゴルフ会費等については、固定的経費としない。
⑫	定期刊行物等		△	研究用、参考用等の目的で業界誌、専門紙や統計資料等の定期刊行物を継続して購入している場合がある。これらのものは、継続して購入することが業務上意義があり、休業期間中も継続して費用の支出が予測されるものについては、固定的経費とする。 しかし、休業期間中に継続して購入する必要がない日刊新聞、雑誌等については、固定的経費としない。
⑬	顧問料		△	税理士及び公認会計士に対する会計事務処理の依頼及び顧問弁護士に対する報酬額等で、契約により継続して費用の支出が予想されるものについては、固定的経費とする。 しかし、必要に応じて支出される興信所調査料、コンサルタント料、不動産鑑定報酬料等については、固定的経費としない。
⑭	賞与			
		従業員賞与	○	従業員の賞与については、利益の配分的要素が強いものの、社会的に慣習化されたものであり、企業会計上も経常経費として計上されているものであるため、固定的経費とする。

番号	項目	細目	認定可否	判断基準
		役員賞与	△	役員の賞与については、会社法上、役員給与として税務上の損金算入が厳しく制限されているが、税務署への届出や事前の株主総会等での決議要件を満たすことを条件に、役員賞与の損金算入が認められる。 したがって、役員の賞与が損金経理されている場合については、固定的経費とする。
⑮	役員給与		△	役員の給与については、株主総会の決議によって事業年度における支給額が定められるものであり、変更にあたっては株主総会の厳格な手続きが必要となることから、定期同額給与等に該当し損金算入が認められる場合には、基本的には固定的経費とする。 ただし、役員が使用人を兼務している場合（使用人兼務役員）の役員給与のうち、使用人職務分については、従業員に対する休業手当相当額として考慮するため固定的経費としない。

別表 2

売上減少率表（１か月間の売上高を 100 とする）

大 分 類	符号	分 類	構外移転		構内移転	
			短期休業	長期休業	短期休業	長期休業
製 造 業	1	自主計画により生産を行う全国を商圏とする企業	15	15	10	10
	2	自主計画により生産を行う特定地域を商圏とする企業、又は主として受注状況等によって生産する企業	85	120	50	100
	3	主として発注者の計画に従って生産し、限定的取引先を有する企業	115	205	100	190
	4	主として受注状況等によって生産する零細企業又は家内工業	95	125	50	100
建 設 業	5	総合工事を実施する大中規模の建設業	35	40	10	30
	6	総合工事を実施する小規模の建設業（工務店等）、職別工事業（大工事、屋根工事、塗装工事等）及び設備工事業（電気工事、管工事等）	90	105	40	80
卸 売 業	7	問屋街、卸売団地内にある卸売業又は店頭販売を主とする卸売業	90	100	30	60
	8	店頭以外での販売を主とする卸売業	45	50	10	30
小 売 業	9	飲食料品、日用品、雑貨等の最寄品を主として販売する小売業又は製造販売業（生鮮食品、一般食品等の食料、弁当惣菜類、医薬品、化粧品、文具、書籍、CD、陶磁器等）	145	155	50	90
		コンビニエンスストア、その他これに類する小売業				
	10	衣料品、身の回り品等の買回品を主として販売する小売業（紳士服、婦人服、子供服、呉服、和装品、寝具、靴、靴、袋物、アクセサリ等）	110	125	40	80
		ガソリンスタンド、その他これに類する小売業				
	11	家具、電気製品等の専門品を主として販売する小売業（ホームセンター、インテリア、スポーツ用品、時計、メガネ、楽器、自転車等）	90	100	30	60

大 分 類	符号	分 類	構外移転		構内移転	
			短期休業	長期休業	短期休業	長期休業
飲 食 店 業	12	食事を主とする飲食店業（大衆食堂、うどん、中華そば、レストラン、すし屋、お好み焼屋、喫茶店等）	160	170	60	100
	13	酒類を伴う飲食店業（スナック、バー、居酒屋、小料理店等）	80	85	30	50
	14	酒類を伴う高級な飲食店業（料亭、割ぼう店、ナイトクラブ等）	45	50	10	30
サービス業	15	宿泊に関するサービス業（旅館、ホテル、民宿、モーテル等）	110	125	40	80
		娯楽に関するサービス業（劇場、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等）				
		主として個人を対象とした物品、場所の賃貸に関するサービス業（自動車、ビデオ等のレンタル業、貸ホール、結婚式場、駐車場、洗車場等）				
	16	専門家が依頼を受けて行う業務又は事務所において営業活動を行うサービス業（会計事務所、法律事務所、建築設計事務所、不動産仲介店、広告代理店、情報処理事務所等）	80	140	70	130
		主として法人を対象とした物品、場所の賃貸に関するサービス業（事務機器、医療機器等のリース業、倉庫業等）				
		映像・音声・文字情報制作に関するサービス業（ビデオ制作業、出版業等）				
		教育、保育等に関するサービス業（各種学校、学習塾、料理教室、音楽教室、自動車教習所、保育施設等）				
	17	自動車、機械等の整備又は修理に関するサービス業（自動車整備・販売業、機械修理業、自動車板金・塗装業、家具修理業等）	70	75	30	50
	18	医療、介護等に関するサービス業（診療所、マッサージ施術所、老人ホーム等）	120	130	40	70
		生活衛生に関するサービス業（理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業等）				
	19	その他のサービス業	75	80	20	40

- 注1 この表における「構外移転」とは、店舗等を構外再築工法により移転する場合などを想定したものであり、「構内移転」とは、同一敷地内で現在店舗等に使用されている建物を撤去し、同一敷地内に店舗等を再築または改造等を行う場合などを想定したものである。
- 注2 この表における「長期休業」とは、30日を超える休業であり、機械設備等の移設が生じるため、長期の休業を伴う場合などを想定したものである。
「短期休業」とは、30日以内の休業であり、店舗の移転、開店（業）の準備期間のため、短期の休業を伴う場合などを想定したものである。
- 注3 その他
- イ 本表を直ちに運用できない業種については、実情により別途適正に売上減少率を定めるものとする。
 - ロ 地域性、又は知名度等により本表により難しい場合は実情により適正に補正することができるものとする。

別表 3

費用分解基準一覧表

番 号	勘 定 科 目	科 目 の 内 容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
1		売 上 高							
	①	総 売 上 高							
	②	売 上 値 引							
		売 上 戻 り 高							
		返 品 戻 り 高							
	③	雑 収 入 作業屑、貯蔵品、 原材料の処分屑 等、リベート 受取保険料							
2		売 上 原 価							
	①	期首商品棚卸高	×		×	×	×	×	
	②	商 品 仕 入 高	×		×	×	×	×	仕入運賃を含む。
	③	仕 入 値 引	×		×	×	×	×	商品の返品戻しを含む。
		仕 入 戻 し 高	×		×	×	×	×	
	④	期末商品棚卸高	×		×	×	×	×	
3		製 造 原 価							
	①	期首材料棚卸高	×				×		
	②	材 料 仕 入 高	×				×		材料の引取費用、材料 副費を含む。
	③	期末材料棚卸高	×				×		
	④	賃 金	○						
	⑤	賞 与	○						引当金の繰入、戻入は 除く。
	⑥	雑 給	×						臨時雇員に対する臨時 的な賃金、給与
	⑦	法 定 福 利 費	○						
	⑧	厚 生 費	○						
	⑨	特許権利使用料	×						
	⑩	試 験 研 究 費	○						
	⑪	退 職 金	○						引当金の繰入、戻入は 除く。

番 号	勘 定 科 目	科 目 の 内 容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	⑫	外 注 加 工 費	×						
	⑬	電 力 費 ガス、水道代	×						基本料金は除く。
	⑭	運 搬 費	×						外注運賃、自社車両費 (燃料費、修繕費)を含む。
	⑮	減 価 償 却 費	○						
	⑯	修 繕 費	○						
	⑰	租 税 公 課	○						
	⑱	賃 借 料 不動産賃借料、 機械等リース、 レンタル料	○						
	⑲	保 険 料	○						
	⑳	消 耗 品 費	×						工場・事務用消耗品、 消耗工具・器具を含む。
	㉑	旅 費	○						
	㉒	交 通 費	○						
	㉓	通 信 費	○						
	㉔	保 管 料	○						
	㉕	雑 費	○						
4		工 事 原 価 (建設業)							
	①	材 料 費		×					
	②	仮 設 経 費		×					仮設材賃借料、仮設損 料、仮設損耗費等
	③	機 械 等 経 費		×					機械等賃借料、機械等 損料、機械等運搬費等
	④	退 職 金		○					現場従業員に対するもの
	⑤	外 注 費		×					労務下請をしている場合の賃金を含む。
	⑥	動力用水光熱費		×					電力、ガス、水道、石油等の費用及び計器類の損料。現場の事務、管理で使用した経費
	⑦	労 務 管 理 費		○					労務者の募集、解散の費用、作業用具、作業用被服、宿舍用品等

番 号	勘 定 科 目	科 目 の 内 容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	⑧	設 計 費		×					外注設計料及び社内の設計費の負担額
	⑨	運 搬 費		×					材料費、機械等経費に含まれるものを除く現場関係の運送諸経費。自社車両費を含む。
	⑩	地 代 家 賃		○					現場で使用する土地、建物等の賃借料
	⑪	事務用消耗品費		○					
	⑫	通 信 交 通 費		○					
	⑬	交 際 費		○					
	⑭	補 償 費		○					道路、河川、隣接物の毀損に対する補償費の額
	⑮	労 務 費		×					現場における直接作業に対する労務者の賃金、割増金、現物給与等
	⑯	租 税 公 課		○					現場において賦課される固定資産税、自動車税等
	⑰	保 険 料		○					現場において賦課される火災保険料、自動車保険料
	⑱	現 場 従 業 員 給 料 手 当		○					現場に従事する従業員の給料手当、賞与、賃金等（労務費の賃金等は含まず）
	⑲	法 定 福 利 費		○					現場において賦課される社会保険料、労災保険料共済組合掛金等
	⑳	福 利 厚 生 費		○					現場従業員に対する福利厚生費、賄費
	㉑	雑 費		○					
5		販売費・一般管理費							
	①	販 売 員 給 与	○	○	○	○			
	②	販 売 員 旅 費	○	○	○	○			

番 号	勘 定 科 目	科 目 の 内 容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	③	広 告 宣 伝 費	○	○	○	○	○	○	
	④	容 器 包 装 費	×	×	×	×	×	×	荷造材料費を含む。
	⑤	発 送 配 達 費	外注運搬費 荷 造 費 自 社 車 両 費	×	×	×	×	×	車両燃料費、修繕費を含む。
	⑥	販 売 促 進 費	×	×	×	×	×	×	販売手数料、見本費を含む。
	⑦	役 員 報 酬	○	○	○	○	○	○	
	⑧	事 務 員 給 与	○	○	○	○	○	○	
	⑨	雑 給	×	×	×	×	×	×	臨時雇員に対する臨時的賃金、給与
	⑩	従 業 員 賞 与	○	○	○	○	○	○	引当金の繰入・戻入は除く。
	⑪	退 職 金	○	○	○	○	○	○	引当金の繰入・戻入は除く。
	⑫	減 価 償 却 費	○	○	○	○	○	○	
	⑬	地 代 ・ 家 賃	○	○	○	○	○	○	不動産賃借料、事務用機械車両等のレンタル料、リース料を含む。
	⑭	修 繕 費	○	○	○	○	○	○	
	⑮	事務用消耗品費	○	○	○	○	○	○	
	⑯	通 信 交 通 費	○	○	○	○	○	○	
	⑰	水 道 光 熱 費	○	○	○	○	×	×	
	⑱	租 税 公 課	○	○	○	○	○	○	
	⑲	寄 付 金	○	○	○	○	○	○	
	⑳	外 注 費	×	×	×	×	×	×	
	㉑	保 管 料			×	×			
	㉒	接 待 交 際 費	○	○	○	○	○	○	
	㉓	保 険 料	○	○	○ 50 %	○	○	○	
	㉔	備品・消耗品費	○	○	○	○	○	○	
	㉕	法 定 福 利 費	○	○	○	○	○	○	
	㉖	厚 生 費	○	○	○	○	○	○	
	㉗	管 理 諸 費	○	○	○	○	○	○	顧問料等の専門家費用
	㉘	試 験 研 究 費	○	○	○	○	○	○	
	㉙	諸 会 費	○	○	○	○	○	○	
	㉚	組 合 費	○	○	○	○	○	○	

番 号	勘 定 科 目	科 目 の 内 容	限界利益の認定に係る 変動費(×)固定費(○)						備 考
			製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食業	サービス業	
	⑪	図 書 費	○	○	○	○	○	○	
	⑫	雑 費	○	○	○	○	○	○	
6		営 業 外 費 用							
	①	借入金利息	○	○	○	○	○	○	
		支払利息割引料	○	○	○	○	○	○	
		社 債 利 息	○	○	○	○	○	○	

注 1 費用分解にあたり、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額は含まないものとする。
 なお、個人営業と事実上ほとんど差異のない法人営業については、個人営業の場合と同様に取り扱うことができるものとする。

2 貸倒償却、繰延資産の償却は除く。

3 本表以外の業種においては、本表を参考に固定費を認定するものとする。